` /	<u> </u>	长风机划从八九时 九十节 克孜 /		1-12.701
都道府県	税率 (%)	不均一課税の内容(軽減税率の適用要件)	軽減 税率 (%)	超過課税の適用事業年度
北海道	1.8	資本金1億円以下で、かつ法人税額年1,000万円以下の法人	1.0	S51.08.01 ~ R8.07.31 (終)
青森県	1.8	資本金1億円以下で、かつ法人税額年1,000万円以下の法人	1.0	S51.04.01 ~ R8.03.31 (終)
岩手県	1.8	資本金1億円以下で、かつ法人税額年1,000万円以下の法人	1.0	S52.02.01 ~ R8.01.31 (終)
宮城県	1.8	資本金1億円以下で、かつ法人税額年1,000万円以下の法人	1.0	S51.05.01 ~ R8.04.30 (終)
秋田県	1.8	資本金1億円以下で、かつ法人税額年1,000万円以下の法人	1.0	S51.04.01 ~ R8.03.31 (終)
山形県	1.8	資本金等の額1億円以下で、かつ法人税額年1,000万円以下の法人	1.0	S52.02.01 ~ R9.01.31 (終)
福島県	1.8	資本金1億円以下で、かつ法人税額年1,000万円以下の法人	1.0	S57.02.01 ~ R9.01.31 (終)
茨城県	1.8	資本金等の額1億円以下で、かつ法人税額年1,000万円以下の法人	1.0	S51.02.01 ~ R8.01.31 (終)
栃木県	1.8	資本金1億円以下で、かつ法人税額年1,000万円以下の法人	1.0	S51.05.01 ~ R8.04.30 (終)
群馬県	1.8	資本金1億円以下で、かつ法人税額年1,000万円以下の法人	1.0	S51.05.01 ~ R8.04.30 (終)
埼玉県	1.8	資本金1億円以下で、かつ法人税額年1,000万円以下の法人	1.0	S51.02.01 ~ R8.01.31 (終)
千葉県	1.8	資本金1億円以下で、かつ法人税額年1,000万円以下の法人	1.0	S50.11.01 ~ R7.10.31 (終)
中宁和	10.4	資本金1億円以下で、かつ法人税額年1,000万円以下の法人	7.0	S50.10.01 ~ R7.09.30 (終)
東京都	(2.0)	[下段は、市町村民税相当分を除いたもの]	(1.0)	550.10.01 ~ K7.09.50 (報答)
神奈川県	1.8	資本金2億円以下で、かつ法人税額年4,000万円以下の法人	1.0	S50.11.01 ~ R7.10.31 (終)
新潟県	1.8	資本金1億円以下で、かつ法人税額年1,000万円以下の法人	1.0	S50.08.01 ~ R9.03.31 〈開〉
富山県	1.8	資本金1億円以下で、かつ法人税額年1,000万円以下の法人	1.0	S50. 12. 01 ~ R7. 03. 31 (終)
石川県	1.8	資本金1億円以下で、かつ法人税額年1,000万円以下の法人	1.0	S51.02.01 ~ R8.01.31 (終)
福井県	1.8	資本金1億円以下で、かつ法人税額年1,000万円以下の法人	1.0	S51.05.01 ~ R8.04.30 (終)
山梨県	1.8	資本金1億円以下の法人  (資本金1億円で従業者数が300人を超えるものを除く。)	1.0	S51.04.01 ~ R8.03.31 (終)
長野県	1.8	資本金1億円以下で、かつ法人税額年1,000万円以下の法人	1.0	S50.11.01 ~ R8.10.31 〈開〉
岐阜県	1.8	資本金 1 億円以下で、かつ法人税額年1,000万円以下の法人	1.0	S51.02.01 ~ R8.01.31 (終)
静岡県	1.0	[標準税率につき不均一課税なし]		(447)
愛知県	1.8	資本金1億円以下で、かつ法人税額年1,500万円以下の法人	1.0	S50.09.01 ~ R7.08.31 (終)
三重県		資本金 1 億円以下で、かつ法人税額年1,000万円以下の法人	1.0	S51.01.01 ~ R7.12.31 (終)
滋賀県		資本金1億円以下で、かつ法人税額年2,000万円以下の法人	1.0	S51.02.01 ~ R8.01.31 (終)
京都府	1.8	資本金3億円以下で、かつ法人税額年1,600万円以下の法人 及び中小企業団体の組織に関する法律第3条の法人	1.0	S51.04.01 ~ R8.03.31 (終)
大阪府	2.0	資本金1億円以下で、かつ法人税額年2,000万円以下の法人	1.0	S51.11.01 ~ R8.10.31 (終)
兵庫県	1.8	資本金 1 億円以下で、かつ法人税額年2,000万円以下の法人	1.0	S49. 10. 01 ~ R6. 09. 30 〈開〉
奈良県	1.8	資本金 1 億円以下で、かつ法人税額年1,000万円以下の法人	1.0	S51. 04. 01 ~ R8. 03. 31 (終)
和歌山県	1.8	資本金 1 億円以下で、かつ法人税額年1,000万円以下の法人	1.0	S51. 04. 01 ~ R8. 03. 31 (終)
鳥取県		資本金1億円以下で、かつ法人税額年1,000万円以下の法人	1.0	S52. 04. 01 ~ R8. 03. 31 〈開〉
島根県	1.8	資本金1億円以下で、かつ法人税額年1,000万円以下の法人	1.0	S52. 04. 01 ~ R9. 03. 31 (終)
岡山県		資本金 1 億円以下で、かつ法人税額年1,500万円以下の法人	1.0	S51. 04. 01 ~ R8. 03. 31 (終)
広島県		資本金2,000万円以下の法人又は法人税額年1,000万円以下の法人		S50. 04. 01 ~ R7. 03. 31 〈開〉
山口県		資本金1億円以下で、かつ法人税額年1,000万円以下の法人	1.0	S51. 02. 01 ~ R8. 01. 31 (終)
徳島県	1.8	資本金1億円以下で、かつ法人税額年1,000万円以下の法人	1.0	S51.04.01 ~ R8.03.31 (終)
香川県	1.8	資本金1億円以下で、かつ法人税額年1,000万円以下の法人	1.0	S51. 04. 01 ~ R8. 03. 31 (終)
愛媛県	1.8	資本金1億円以下で、かつ法人税額年1,000万円以下の法人	1.0	S50. 04. 01 ~ R9. 03. 31 〈開〉
高知県	1.8	資本金 1 億円以下で、かつ法人税額年1,000万円以下の法人	1.0	S51. 09. 01 ~ R9. 08. 31 (終)
福岡県	1.8	資本金 1 億円以下で、かつ法人税額年1,000万円以下の法人	1.0	S51. 02. 01 ~ R9. 01. 31 (終)
佐賀県	1.8	資本金 1 億円以下で、かつ法人税額年1,000万円以下の法人	1.0	S52. 04. 01 ~ R9. 03. 31 〈開〉
長崎県	1.8	資本金1億円以下で、かつ法人税額年1,000万円以下の法人	1.0	S60.01.01 ~ R9.12.31 (終)
熊本県	1.8	①資本金1億円以下で、かつ法人税額年1,000万円以下の法人、②農業協同組合等の合併法人で、合併後の資本金を合併前の法人数で除して得た額が1億円以下で、かつ	1.0	S51.10.01 ~ R8.09.30 (終)
エハロ	1 0	合併後の法人税額を合併前の法人数で除して得た額が1,000万円以下のもの	1 ^	001 04 01 00 00 01 (45)
大分県	1.8	資本金 1 億円以下で、かつ法人税額年1,000万円以下の法人	1.0	S51. 04. 01 ~ R8. 03. 31 (終)
宮崎県	1.8	資本金 1 億円以下で、かつ法人税額年1,000万円以下の法人	1.0	S51. 02. 01 ~ R8. 01. 31 (終)
鹿児島県	1.8	資本金 1 億円以下で、かつ法人税額年1,000万円以下の法人	1.0	S51. 04. 01 ~ R8. 03. 31 (終)
沖縄県	1.8	資本金1億円以下で、かつ法人税額年1,000万円以下の法人	1.0	H07.06.01 ~ R7.05.31 (終)

- (注) 1 令和5年4月1日現在の調査結果に基づく。
  - 2 「不均一課税の内容」欄において、「資本金」とは「資本金の額又は出資金の額」である。
  - 3 「超過課税の適用事業年度」欄において、(終)は終了事業年度、〈開〉は開始事業年度の略である。また、適用事業 年度の始期は、これまでに期限の延長等を行っている場合でも、当初の開始日としている。